

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話(☎)099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社 朝日印刷

2016年(平成28年) April 4月号

年末年始建設業一斉監督の実施結果について



なの花まつり（南九州市知覧町）

【写真提供者：村山 隆 氏】

目次 CONTENTS

さくらじま…………… 1
 年末年始建設業一斉監督の実施結果について…………… 2
 平成26年度
 「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果について… 3
 労働基準関係人事異動…………… 4
 社会保障・税の手続書類へのマイナンバーの記載について… 5
 災害に学ぶ ～非常時作業時の
 「はさまれ、巻き込まれ」災害について… 6
 平成28年4月1日 女性活躍推進法が施行されました！… 7

「事業主の皆様、
 ハローワークへ雇用保険の手続きはお早めに！」…… 8
 平成27年 業種別死傷災害発生状況(2月末速報値)…………… 8
 転倒災害時の防止に向けた取組について(協力要請)… 9～11
 平成28年度緑十字賞候補の推薦について……………12
 交通労働災害防止対策に向けた取組について……………12～14
 平成27年度鹿児島県労働災害防止研修会を開催しました…15
 平成28年5月の講習開催のご案内……………16

さくらじま

先日、子供の高次脳機能障害がテーマの初の研修会が開かれたとの報道を目にした。

高次脳機能障害は交通事故や脳出血等で脳がダメージを負い、記憶や判断力が低下する病気である。外見からは分かりづらい病像は、実際にり患した現役医師の手記に詳しい(山田規敏子著「壊れた脳生存する知」)。

手記によると、り患した後に階段を利用するときは、「階段の前に立つと、私の目にはアコーディオンの蛇腹のように、ただ横走りする直線の繰り返しが見える。そこで、思う。これは上る階段か、下る階段か。すぐには答えが出ない」「まず横走りする線は何か、と考える。はたして模様なのか、段なのか。段であれば高低差があるはずだ。足で探してみる…あぶないあぶない」。また、新聞や雑誌を読むときは、「この

種のものには、読む順序の約束事がある…ここまで読んだらこっちへ飛ぶ、というレイアウト上の暗黙の了解があってはじめて、迷わず読み進んでいけるのだ。その、約束事が分からない。「次の文頭を見つけるのに手間取ると、頭の中の情報はスーッと消えてしまう。今まで読んできたことが徒労に終わる」らしい。

著者の場合、障害を抱えながら車の免許に挑戦、医師に復帰して三度の脳出血を乗り越えたが、楽観的で不屈の精神の發揮振りに教えられることも多い。ともあれ、今後、高次脳機能障害の患者や家族の負担が減るよう社会的な理解が少しでも進むことを願いたい。

今月は4月。春の交通安全運動の時期を迎え、職場においても交通事故防止の声かけが多くなされるだろう。交通事故により障害となる方が少しでも減ることを祈りたい。

年 末 年 始 建 設 業 一 斉 監 督 の 実 施 結 果 について

＜監督指導を実施した240現場のうち
150現場（62.5％）で法違反を確認＞

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局では、平成27年12月1日から平成28年1月29日までに管内5つの労働基準監督署において建設現場に対する一斉監督を実施しました。その結果を下記のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

鹿児島労働局では、建設業における労働災害防止を図るため、今後とも管内の労働基準監督署において的確な監督指導を実施するとともに、各事業場における安全管理の徹底を呼びかけていきます。

記

1 監督指導現場

管内5つの労働基準監督署において、期間中に施工していた240現場（昨年190現場）に対して監督指導を行い、法違反等が認められた事業場に対して、文書交付等による行政指導を行いました。

2 監督指導状況

- (1) 違反状況（表1「監督実施状況」参照）
監督指導を実施した240現場のうち150現場（62.5%）

において、労働安全衛生法違反が認められました。昨年の実施結果（50.0%）に比べて、違反率が12.5ポイント高くなっています。

重大な違反としては、以下のものがあります。

- ① 土木現場において、クレーン機能付きバックホウで、移動式クレーン運転および玉掛けの業務を無資格者に行わせていた。
 - ② 建築現場において、粉じんマスク未着用のまま、コンクリートはつり作業を行わせていた。
- また、作業床の端の墜落防止措置、足場の作業床の手すり等を設けずに作業を行わせていたため、作業停止命令等を行った現場が多数認められた。

- 作業主任者未選任・就業制限違反 6件
- 使用停止・作業停止命令に該当する違反 34件
- 違反の多かった事項

- ① 足場・作業床の墜落防止に関する違反
- ② 元請の現場の統括安全衛生管理に関する違反
- ③ 建設機械等の点検・検査に関する違反

- (2) 発注機関別違反状況（表2「発注機関別違反状況」参照）

発注機関別の違反率は、民間が82.5%と最も高く、次いで、公社公団75.0%、市町村67.1%、国47.6%、県41.8%となっています。

表 1 監督実施状況

	監督実施現場数	法違反現場数	重大・悪質現場数	使用停止等現場数	違反率
土 木	120	55	2	2	45.8%
建 築	112	89	3	31	79.5%
その他	8	6	1	1	75.0%
合 計	240	150	6	34	62.5%

表 2 発注機関別違反状況

工事別／発注機関	国	県	市町村	公社公団等	民間	計
土 木	監督現場数	18	61	36	2	120
	違反現場数	8	24	20	2	55
	うち重大悪質・使用停止	1	2	1	0	4
	指導票のみ	3	4	2	0	10
	違反率	44.4%	39.3%	55.6%	100.0%	33.3%
建 築	監督現場数	3	6	42	2	112
	違反現場数	2	4	32	1	89
	うち重大悪質・使用停止	0	1	15	0	34
	指導票のみ	1	1	1	0	6
	違反率	66.7%	66.7%	76.2%	50.0%	84.7%
その他	監督現場数	0	0	7	0	8
	違反現場数	0	0	5	0	6
	うち重大悪質・使用停止	0	0	2	0	2
	指導票のみ	0	0	1	0	1
	違反率	—	—	71.4%	—	100.0%
計	監督現場数	21	67	85	4	240
	違反現場数	10	28	57	3	150
	うち重大悪質・使用停止	1	3	18	0	40
	指導票のみ	4	5	4	0	17
	違反率	47.6%	41.8%	67.1%	75.0%	82.5%

平成26年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果について

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局で、昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果について取りまとめましたので、お知らせします。

今回の重点監督は、長時間の過重労働による過労死に関する労災請求のあった事業場や、若者の「使い捨て」が疑われる事業場など、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して集中的に実施したものです。

その結果、52事業場で労働基準関係法令違反を確認し

たほか、約半数にあたる31事業場で違法な時間外労働が認められたため、それらの事業場に対して、是正に向けた指導を行いました。

鹿児島労働局では今後も、月100時間を超える残業が行われている事業場などに対する監督指導の徹底をはじめ、過重労働の解消に向けた取り組みを積極的に行っていきます。

【重点監督の結果のポイント】

(1) 重点監督の実施事業場：	63事業場
うち、52事業場（全体の82.5%）で労働基準関係法令違反あり	
・全国は、5,031実施事業場のうち違反あり	3,718事業場（73.9%）
・平成26年度（当局）は65実施事業場のうち違反あり	59事業場（90.8%）
(2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]	
① 違法な時間外労働があったもの：	31事業場（49.2%）
うち、時間外労働 ^{*1} の実績が最も長い労働者の時間数が月100時間を超えるもの：	5事業場（16.1%）
・全国は2,311事業場のうち月100時間超え	799事業場（34.6%）
・平成26年度（当局）は32事業場（49.2%）のうち月100時間超え	3事業場（9.4%）
② 賃金不払残業があったもの：	18事業場（28.6%）
・全国は	509事業場（10.1%）
・平成26年度（当局）は	20事業場（30.8%）
(3) 主な健康障害防止に係る指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]	
① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：	20事業場（31.7%）
うち、時間外労働を月80時間 ^{*2} 以内に削減するよう指導したもの：	10事業場（50.0%）
・全国は2,977事業場（59.2%）のうち月80時間同指導	1,772事業場（59.5%）
・平成26年度（当局）は17事業場（26.2%）のうち月80時間同指導	8事業場（47.1%）
② 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの：	32事業場（50.8%）
・全国は	1,003事業場（19.9%）
・平成26年度（当局）は	30事業場（46.2%）

※1 法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む。

※2 脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。

【是正・改善指導の対象となった主な内容（鹿児島労働局）】

【事例1】 勤務記録表の時間外労働時間数が修正テープにより訂正され過少計上されており、調査の結果、36協定の限度時間を超え、最大100時間を超える時間外労働を行わせ、かつ、時間外手当が適正に支払われていなかったもの。（小売業）

【事例2】 36協定の限度を超える月80時間の時間外労働を行わせているもの。また、毎月固定の時間外労働手当を支給しているが、時間外労働時間の多い月について、時間外時間に応じた時間外労働手当に不足が生じているもの。（小売業）

【事例3】 最も長い労働者に月195時間の時間外労働を行わせており、かつ、事業場において長時間労働者に対する医師の面接制度の整備が行われていないもの。（接客娯楽業）

労働基準関係人事異動

Table with 3 columns: 新官職, 氏名, 現官職. Lists personnel changes for various departments including 鹿児島労働局, 総務部, 労働保険徴収室, 労働基準部, 健康安全課, 労働補償課, and 鹿児島労働基準監督署.

Table with 3 columns: 新官職, 氏名, 現官職. Lists personnel changes for various departments including 川内労働基準監督署, 名瀬労働基準監督署, 加世田公共職業安定所, 伊集院公共職業安定所, 出水公共職業安定所, 名瀬公共職業安定所, 指宿公共職業安定所, 鹿児島公共職業安定所, 熊本労働局労働基準部, 熊本労働局水俣公共職業安定所, and 退職.

社会保障・税の手続書類へのマイナンバーの 記載について

鹿児島労働局 雇用環境・均等室

社会保障・税に関する手続書類（雇用保険被保険者資格取得届・喪失届、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届・喪失届、源泉徴収票、支払調書等）の作成事務を処理するために必要がある場合に限って、従業員にマイナンバー（個人番号）の提供を求められます。

また、従業員から受け取ったマイナンバーは適切に管理する必要があります。

●マイナンバーの提供を求める時期等について、マイナンバー法やガイドライン等のルールを守っていただくようお願いいたします。

① マイナンバーの提供を求める時期は、社会保障・税に関する手続書類の作成事務が発生した時点が原則です。なお、契約を締結した時点等のその事務の発生が予想できた時点で求めることは可能と解されています。

* 給与所得の源泉徴収票等の作成事務の場合は、雇用契約の締結時点で事業主から従業員にマイナンバーの提供を求めることも可能であると解されます。

* 雇用契約を締結する前（採用面接時等）に事業主から採用選考対象者等にマイナンバーの提供を求めることはできません。

* いわゆる「内定者」については、その立場や状況が個々に異なることから、一律に取り扱うことはできませんが、例えば「内定者」が確実に雇用されることが予想される場合（正式な内定通知がなされ、入社に関する誓約書を提出した場合等）には、その時点でマイナンバーの提供を求めることができると解されます。

② 事業主は、マイナンバーと結びついた情報の漏えい、滅失等の防止その他の適切な管理のため、必要かつ適切な「安全管理措置」を講じなければならぬこととされています。

③ 上記手続書類へのマイナンバーの記載は、法令で定められた事業主の義務であり、事業主は、マイナンバー法に基づき、従業員に対してマイナンバーの提供を求めることができますが、従業員がマイナン

バーを提供しないことを理由とする賃金不払い等の不利益な取扱いや解雇等は、労働関係法令に違反または民事上無効となる可能性があります。

●マイナンバー制度全般のご相談先

マイナンバー総合フリーダイヤル：0120-95-0178

・平日 9：30-22：00

土日祝日（年末年始を除く）9：30-17：30

※平成28年4月からは、平日9：30-17：30（年末年始を除く）。

※一部IP電話等でつながらない場合は

・通知カード、マイナンバーカードについては、050-3818-1250

・その他のお問い合わせについては、050-3816-9405 におかけください。

●厚生労働省の社会保障分野関係のマイナンバーについての情報入手方法

・厚生労働省ホームページに掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>

●マイナンバーの取扱いについての苦情のご相談先

個人情報保護委員会 マイナンバー苦情あっせん相談窓口：03-6457-9585

・平日 9：30-17：30

・この窓口では、事業主等に対する苦情に関する相談を担当しています。

個人情報保護委員会ホームページ

<http://www.ppc.go.jp/application/complaints/>

●職場で起きた労働問題についてのご相談先

総合労働相談コーナー（鹿児島労働局や各労働基準監督署内に設置）

・鹿児島労働局ホームページに窓口案内を掲載しています。

http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/madoguchi_annai.html

鹿児島労働局雇用環境・均等室

災害に学ぶ

非定常作業時の「はさまれ、巻き込まれ」災害

鹿児島労働局健康安全課

1 はじめに

「はさまれ、巻き込まれ」災害は依然として多く発生しており、平成27年においては、鹿児島県内における休業4日以上労働災害の1割以上を、「はさまれ、巻き込まれ」災害が占めています。

機械による「はさまれ、巻き込まれ」災害は、点検、修理等のいわゆる非定常作業中に多く発生しており、その対策として作業中は必ず機械を停止させることが重要であることは言うまでもありません。

しかしながら、同様の災害が後を絶たないことから、十分な対策を講じること無く作業を行っている現状も認められるところです。

そこで、今回は、機械の復旧作業中の労働災害について紹介します。

2 災害発生状況について

種鶏場内において、早朝、給餌用のコンベヤーで鶏に餌を与えていたところ、コンベヤーのチェーンが切れ、給餌が出来なくなりました。

労働者2名は、直ちにコンベヤーを復旧するため、チェーンを繋ぐ作業に取りかかった。

給餌用のコンベヤーのスイッチを切り、機械を停止させ、チェーンを繋ぐ作業を行っていたところ、作業中の労働者の腰がコンベヤーの突起型のスイッチに当たり、コンベヤーが動き出してしまった。

その際、コンベヤーのスイッチに当たった労働者の左手首が動き出したコンベヤーの歯車部分に挟まれ、左手首の神経を切断した。

3 災害の原因と対策について

① 今回の災害の発生原因は、次の点が考えられます。

- ・ コンベヤーの復旧作業を行う際、機械を停止させて作業を行ったものの、スイッチに触れるおそれのある場所で作業を行ったこと。
- ・ スwitchに触れるおそれのある場所で作業するにもかかわらず、コンベヤーに通じる電源を遮断していなかったこと。
- ・ 作業場所、作業方法等について事前に検討し、労働災害を防止するための対策を講じることなく作業を行ったこと。

② 災害の原因に対する防止対策は、次の点が考えられます。

- ・ 掃除・点検・復旧等のため機械を停止させた際は、コンベヤーに通じる電源を遮断すること。
- ・ 作業を行う前に機械等の形状、作業場所の状態

等について検討を行い、それに応じた作業手順、作業方法の選定を行うこと。

- ・ 機械等のトラブル、修繕等のいわゆる非定常作業が発生した場合を想定し、リスクアセスメントを実施し、労働者に対し周知すること。

生き物を扱うということで、「早く餌をあげなければ」という焦りもあったかもしれません。

復旧作業を行うにあたり、機械を停止させたまではよかったのですが、不意にスイッチを押してしまっても機械が稼働しないよう電源を遮断するなどの対策が無かったことが悔やまれます。

また、作業中の労働者以外の労働者が、機械を停止して作業していることに気づかずに機械を起動させ、作業中の労働者が機械に巻き込まれた災害も多く発生し、中には死亡災害に至ったものもあり、点検、整備中の機械を不意に起動させないため、「作業中」である旨の表示を行うことも非常に重要です。

機械のトラブル等が発生した場合、トラブルの復旧のみに意識が集中してしまい、安全に作業するという意識が抜け落ちてしまうケースが見受けられます。そのため対策が、3点目の「非定常作業が発生した場合を想定したリスクアセスメント」です。

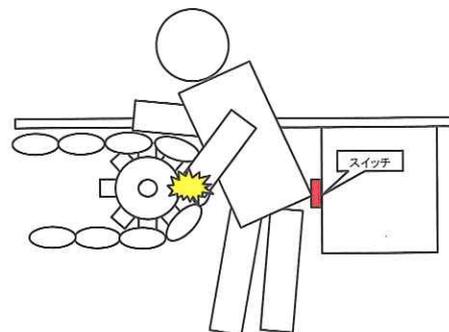
今回のケースでは、コンベヤーの復旧作業中に考えられる危険を想定し、その危険を防止、若しくは被害を低減するための対策を決め、コンベヤーの復旧作業が発生した際には、その対策を遵守させる、という流れになります。トラブルを事前に想定することが難しいかもしれませんが、事業場内で意見を出し合えば、様々な意見が出るのではないのでしょうか。

4 おわりに

4月。事業場によっては新しい労働者が入社したり、転勤や異動などで新しい環境での作業が始まる方も多いかと思えます。

労働安全衛生規則第35条では、事業者に対し、新たに雇い入れた労働者、又は作業内容に変更があった労働者に、安全又は衛生のため必要な事項について教育することを義務付けています。

通常作業の作業手順や安全対策等について教育することはもちろんですが、トラブル発生時の対処法、連絡体制等についても教育を行い、トラブル発生時にあわてて作業し、怪我をしないように留意していただきたいと思えます。



平成28年4月1日

女性活躍推進法が施行されました！

鹿児島労働局雇用環境・均等室

☆ 301人以上の企業の皆様、鹿児島労働局へ行動計画を策定した旨の届出はお済みですか。

☆ 策定した行動計画に沿って、また、認定目指して取り組みましょう。

*女性活躍推進法の詳細についてのお問合せは、鹿児島労働局雇用環境・均等室（Tel.099-222-8446）へ資料や様式は、厚生労働省ホームページの女性活躍推進法特集ページをご覧ください

女性活躍推進法特集ページ



で検索

～パートタイム労働者を採用する事業主の皆様、今一度採用の際に確認を～

鹿児島労働局雇用環境・均等室

多くの企業では、パートタイム労働者の採用や契約更新が年度の変わり目に多く行われています。そのため、採用の際に、パートタイム労働法に基づき、パートタイム労働者に対し次のとおり対応することが必要となりますので、確認の上、対応していなかった場合は、早急に改善をお願いします。

確認ポイント

- パートタイム労働者を採用または、契約更新したとき、事業主が交付した文書（ex. 雇入通知書）に、「昇給の有無」「退職金の有無」「賞与の有無」「相談窓口（相談担当者の氏名、相談担当の役職、相談担当部署など）」を明示して交付しましたか。
- パートタイム労働者を採用または、契約更新したとき、雇用管理の改善措置の内容〔待遇の差別的取扱い禁止、賃金の決定方法、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用、通常の労働者への転換を推進するための措置等〕について、事業主からパートタイム労働者に説明しましたか。

*パートタイム労働法についてのお問合せは、鹿児島労働局雇用環境・均等室（Tel. 099-222-8446）へ資料等は、「パート労働ポータルサイト」（<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp>）をご覧ください。

平成28年度鹿児島労働安全衛生大会 開催決定

開催日 平成28年7月1日（金）13時00分～

会場 鹿児島市民文化ホール 第2ホール

～労働災害の撲滅と快適職場の実現を願って～
多数の参加をお待ちしています。

鹿児島県労働災害防止団体等連絡協議会

事業主の皆様、ハローワークへ雇用保険の手続きはお早めに！

鹿児島労働局職業安定課

- 平成28年1月1日から雇用保険の届出に「マイナンバーの記載」が必要となります。個人情報の取り扱いにつきまして、ご配慮願います。
- 労働者を雇用した場合（週20時間以上かつ31日以上雇用が見込まれる場合）は、「被保険者資格取得届」を提出しましょう。（翌月10日まで）
- 離職により被保険者でなくなった場合は、「被保険者資格喪失届」「離職証明書」の提出により、本人への離職票の交付が必要となります。（離職日の翌日から10日以内）
- 雇用継続給付（高齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付）に関する受給資格確認及び支給申請の届出等については、申請期限が決まっています。事業主の皆様が被保険者に代わって手続きを行うよう、ご協力をお願いいたします。
- 各種手続きは、ハローワークの窓口に来所することなく、インターネットを利用して電子申請を行うことができます。オンライン申請ガイドブックは、ハローワークの窓口及び電子政府の総合窓口 e-Gov (<http://www.e-Gov.go.jp/>) をご利用ください。

問合せ先 県内各ハローワーク

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【28年1月末現在】

県内有効求人倍率0.93倍 全国平均有効求人倍率1.28倍
（うち県内正社員有効求人倍率0.64倍）

- 「有効求人倍率」とは、ハローワークで職を求めている求職者に対して、求人がどれくらいあるかという率です。平成28年1月末有効求人倍率は、0.93倍なので、例えると職を求める人100人に対して職種を問わない場合、93人分の求人があるという状況にあります。職種別に見ると、事務的職業（0.28倍）は厳しい状況です。一方、サービスの職業（1.80倍）等、人手不足が深刻な職業もあります。

雇用管理に役立つ助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【トライアル雇用奨励金】

- ハローワークでは雇用に関する各種助成金を取り扱っています。「トライアル雇用奨励金」とは、職業経験や技能知識等から安定的な就職が困難な求職者について、常用雇用へ移行することを目的に、適性や可能性を見極めるために、一定期間試用雇用した場合に、奨励金を支給するものです。（月額最大4～5万円×3カ月以内）活用するには、予めハローワークにトライアル求人を提出し、ハローワーク等の紹介により雇用する必要があります。その他、支給にあたり条件等ありますので、詳細は県内各ハローワーク又は鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。

平成27年 業種別死傷災害発生状況（2月末速報値）

鹿児島労働局

	平成27年		平成26年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1711	16	1704	21	7	-5
1 製造業	313	2	344	4	-31	-2
1 食料品製造業	195	1	218	2	-23	-1
4 木材・木製品製造業	10		20		-10	
9 窯業土石製品製造業	20		14		6	
11～12 金属製品製造業	12	1	20		-8	1
13～15 機械器具製造業	21		24		-3	
上記以外の製造業	55		48	2	7	-2
2 鉱業	3		4		-1	
3 建設業	289	5	265	6	24	-1
1 土木工事業	104	3	90	3	14	
2 建築工事業	158	1	153	3	5	-2
3 その他の建設業	27	1	22		5	1
4 運輸交通業	196	3	221	3	-25	
1 鉄道・航空機業	8		5		3	
2 道路旅客運送業	15		27	1	-12	-1
3 道路貨物運送業	172	3	189	2	-17	1
4 その他の運輸交通業	1		1			
5 貨物取扱業	19		13	1	6	-1
1 陸上貨物取扱業	9		4		5	
2 港湾運送業	10		9	1	1	-1
6 農林業	88	2	86	2	2	
1 農業	41		39	1	2	-1
2 林業	47	2	47	1		1
7 畜産・水産業	97	3	85	1	12	2
8 商業	215	1	257	1	-42	
1 卸売業	29		41		-12	
2 小売業	158	1	190	1	-32	
3 理美容業	3		1		2	
4 その他の商業	25		25			
9 金融・広告業	15		12		3	
11 通信業	9		12		-3	
12 教育・研究業	20		12		8	
13 保健衛生業	212		194		18	
1 医療保健業	85		79		6	
2 社会福祉施設	120		107		13	
3 その他の保健衛生業	7		8		-1	
14 接客娯楽業	117		111	3	6	-3
1 旅館業	30		32	1	-2	-1
2 飲食店	54		53	2	1	-2
3 その他の接客娯楽業	33		26		7	
上記以外の事業	119		88		31	
10 映画・演劇業						
15 清掃・と畜業	68		51		17	
16 官公署	1		1			
17 その他の事業	49		36		13	
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	181	3	193	2	-12	1
第三次産業（8～17）	706	1	686	4	20	-3

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもので、死傷者を含みます。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。



転倒災害等の防止に向けた取組について

—「STOP！転倒災害プロジェクト」による転倒災害の防止—

（公社）鹿児島県労働基準協会

平成28年2月12日付け当協会長あて鹿児島労働局労働局長より転倒災害等の防止に向けた取組について協力要請がありましたので、その内容を下記のとおりお知らせします。

各職場におかれましては、転倒災害防止に向けた更なる取組をお願いします。

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会

代表者 殿

鹿児島労働局長

転倒災害等の防止に向けた取組について（協力要請）

—「STOP！転倒災害プロジェクト」による転倒災害の防止—

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、鹿児島県内の休業4日以上死傷災害のうち、2番目に多い転倒災害（最多は墜落・転倒災害）の減少を図るため、平成27年1月から「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を開始し、関係各位におかれても周知等にご協力いただいたところですが、平成27年12月末の死傷者数〔速報値（298件）〕では依然として第2位の件数であり、平成24年同期比（291件）で2.4%、前年同期比（288件）で3.5%の増加となり、厳しい結果となりました。

このため、これらの転倒災害を含めた休業4日以上死傷災害を平成29年までに平成24年比で15%以上減少させることを目標とする第12次労働災害防止計画の達成のためには、更なる取組を徹底することが必要となります。

このような状況から昨年取り組んだ「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を、期限を設けずに継続することとし、本年から「STOP！転倒災害プロジェクト」（別添要綱参照）として取り組むこととしましたので、貴団体におかれましても、傘下の会員事業場に対し、プロジェクト等について引き続き周知いただくとともに、趣旨をご理解の上、一層の取組の推進を傘下の会員等に働きかけていただきますよう、特段の御配慮をお願いします。

つきましては、別添のとおり、プロジェクトのパンフレットをお送りしますので、ご活用いただきますようお願いいたします。

STOP！ 転倒災害プロジェクト 実施要綱

1 趣旨

厚生労働省と労働災害防止団体は、平成27年1月20日から平成27年12月31日までを実施期間とする「STOP！転倒災害プロジェクト2015」に基づき、休業4日以上死傷災害の2割以上を占める転倒災害の防止に重点的に取り組んできた。その結果、平成27年11月末速報値では、全国の転倒災害の件数は前年比で2.8%の減少となるなど、一定の成果が得られたところである。

しかしながら、転倒災害は依然として休業4日以上死傷災害の中で最も件数が多く、平成24年同期比でみるとわずかな減少にとどまっております。平成29年までに休業4日以上死傷災害を平成24年比で15%以上減少させることを目標とした第12次労働災害防止計画の達成のためには、更なる取組が必要である。

こうした状況を踏まえ、転倒災害の防止に関する意識啓発を図り、職場における転倒リスクの総点検と、必要な対策の実施により、職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境を実現することを目的として、「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を発展・継続させ、「STOP！転倒災害プロジェクト」として実施するものである。

なお、プロジェクトの実効を上げるため、例年、積雪や凍結による転倒災害が多発する2月、全国安全週間の準備月間である6月を重点取組期間とする。

2 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

3 実施者

各事業場

4 主唱者の実施事項

転倒災害はすべての業種に共通する課題であるが、その防止に当たっては設備的な改善とともに、労働者自身が安全意識を高め、労働災害防止活動に積極的に参加することが不可欠である。このため、事業者に対し、「転倒災害は労働災害であること」の理解を促すとともに、労使が一体となって、職場の安全意識が醸成・浸透されるよう意識啓発を図り、厚生労働省と各労働災害防止団体がそれぞれ自らの強みを生かして、以下の対策を展開する。

(1) 厚生労働省の実施事項

- ① 転倒災害防止に係る周知啓発資料等の作成、配布
- ② ポータルサイトによる転倒災害防止対策に有効な情報等の周知
- ③ 本プロジェクトを効果的に推進するための各種

団体等への協力要請

- ④ 都道府県労働局、労働基準監督署によるチェックリストを活用した事業場への指導
- (2) 各労働災害防止団体の実施事項
 - ① 会員事業場等への周知啓発
 - ② 事業場の転倒災害防止対策への指導援助
 - ③ 転倒災害防止対策に資するセミナー等の開催、教育支援
 - ④ 転倒災害防止対策に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
 - ⑤ 転倒災害の防止に有益な保護具等の普及促進

5 実施者の実施事項

(1) 重点取組期間に実施する事項

- ① 2月の実施事項
 - ア 安全管理者や安全衛生推進者が参画する場（安全委員会等）における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
 - イ チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発
- ② 6月の実施事項
職場巡視等により、転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認

(2) 一般的な転倒災害防止対策

- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油污れ等のほか台車等の障害物の除去
- ③ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ④ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- ⑤ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- ⑥ 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
- ⑦ 定期的な職場点検、巡視の実施
- ⑧ 転倒予防体操の励行
- (3) 冬季における転倒災害防止対策
 - ① 気象情報の活用によるリスク低減の実施
 - ア 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築
 - イ 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知
 - ウ 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し
 - ② 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底
 - ア 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
 - イ 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施
 - ウ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知
 - エ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し



STOP! 転倒災害

プロジェクト

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

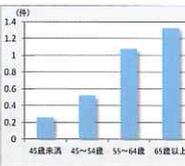
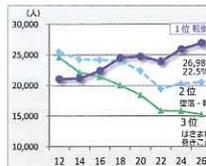
STOP! 転倒災害

厚生労働省と労働災害防止団体では、転倒災害を撲滅するため「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。
事業者の皆さまは、職場の転倒災害防止対策を進めていただくとともに、プロジェクトの重点取組期間（2月、6月）には、チェックリスト（最終ページ）を活用した総点検を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、職場環境の改善を図ってください。

転倒災害は今、最も多い労働災害で、しかもその割合は年々増えています。また、長期の休業につながることも多く、深刻な問題になっています。

高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では1,000人に1人以上が被災しています。

転倒災害による休業期間は、約6割が1カ月以上となっています。



転倒災害の種類と主な原因

▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも、似たような危険はありませんか？

滑り	つまづき	踏み外し
<p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床が滑りやすい素材である。 床に水や油が飛散している。 ビニールや紙など、滑りやすい資材が床に落ちている。 	<p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床の凹凸や段差がある。 床に荷物や商品などが放置されている。 	<p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。

転倒災害防止対策のポイント

▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。

4S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法 「あせらない急ぐときほど、落ちついて」	その他の対策
<ul style="list-style-type: none"> 歩行場所に物を放置しない 床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く 床面の凹凸、段差などの解消 	<ul style="list-style-type: none"> 時間に余裕を持って行動 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 足元が見えにくい状態で作業しない 	<ul style="list-style-type: none"> 作業に適した靴の着用 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

<転倒しないための靴選びのポイント>

サイズ	小さすぎても大きすぎても踏ん張りがかかずバランスを崩しやすくなります。	
屈曲性	屈曲性が悪いとすり足になりやすく、つまづきの原因になります。	
重量	重すぎると足が上がりにくくなり、つまづきの原因になります。	
重量バランス（前後）	つま先方向に重量が偏っていると、歩行時につま先が下がり、つまづきの原因になります。	
つま先部の高さ	つま先の高さが低いと、ちょっとした段差にも、つまづきやすくなります。	
靴底と床の摩擦性のバランス	作業場所や内容に合った耐滑性であることが重要です。例えば、滑りにくい床に滑りにくい靴底では摩擦が強くなりすぎてつまづきの原因になります。	

冬季は転倒災害が多発

▶ 積雪・凍結などによって転倒の危険性が高まる冬季は、以下の対策が重要です。

◆ 天気予報に気を配る

寒波が予想される場合などには、労働者に周知し、転倒しにくい靴の着用を指示するなど、早めの対策を実施しましょう。

◆ 駐車場の除雪・融雪は万全に。出入口には転倒防止の対策を！

駐車場内、駐車場から職場までの通路を確保するため、除雪や融雪剤の散布を行いましょう。また、出入口には転倒防止用のマットやヒートマットなどを敷き、夜間は照明設備を設けて明るさを確保しましょう。

◆ 職場の危険マップの作成、適切な履物、歩行方法などの教育を行う

職場内の労働者が転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への教育の機会に伝えるようにしましょう。また、作業に適した履物、雪道や凍った路面の上での歩き方を教育しましょう。



<ヒートマットの設置例>

あなたの職場は大丈夫？ 転倒の危険をチェックしてみましょう

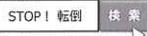
転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目	☑
1 通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2 床の水たまりや水、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3 安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4 転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5 作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6 ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7 段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
8 ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9 ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果はいかがでしたか？ 問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！

「STOP! 転倒災害プロジェクト」



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 2016.1

平成28年度緑十字賞候補の推薦について

(公社) 鹿児島県労働基準協会

中央労働災害防止協会（中災防）は、長年にわたり産業安全又は労働衛生の推進向上に尽くし顕著な功績が認められる個人及び職域グループに対して毎年全国産業安全衛生大会において緑十字賞の表彰を行っています。

この度、中災防理事長より平成28年2月25日付けで、当協会長あて緑十字賞候補の推薦依頼があり、表彰規程に基づき候補者を募ることにしましたのでご案内致します。

中災防緑十字賞表彰規程（抜粋）

(目的)

第1条 この規程は、中央労働災害防止協会（以下「中災防」という。）が、長年にわたり我が国の産業安全又は労働衛生の推進向上に尽くし、顕著な功績が認められる個人及び職域グループに対して行う緑十字賞表彰に関する事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 緑十字賞の対象となる個人は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに所属する者
 - イ 中央労働災害防止協会定款(以下「定款」という。)第5条に定める会員又は会員に加入する事業場等
 - ロ 定款第13条に定める賛助会員である事業場等
 - ハ 大学又は研究機関等
- (2) 事績に関し、次のいずれかに該当する者
 - イ 企業又は団体において以下の業務又は事業（以下「業務等」という。）に10年以上従事し、全国的又は地域的にその業績が顕著で他の範とするに足る者。ただし、その功績が極めて顕著な場合は、以下の業務等への従事年数を7年以上とすることができる。
 - (イ) 産業安全の推進
 - (ロ) 労働衛生の推進

(ハ) 産業安全及び労働衛生の推進

ロ 企業又は団体において以下の業務等に長年にわたり従事し、その推進向上に顕著な貢献をした者

(イ) 産業安全の推進

(ロ) 労働衛生の推進

(ハ) 産業安全及び労働衛生の推進

ハ 大学又は研究機関等において産業安全又は労働衛生の研究に従事し、その業績が学会等において広く認められている者

(3) 表彰日において満45歳以上で有る者

(4) 産業安全又は労働衛生に関し、叙勲、褒章、内閣総理大臣賞又は厚生労働大臣功労賞のいずれについても授与されていない者

2 緑十字賞の対象となる職域グループは、次の各号に該当するものとする。

(1) 次のいずれかに所属する者

イ 定款第5条に定める会員又は会員に加入する事業場等

ロ 定款第13条に定める賛助会員である事業場等

(2) 産業安全又は労働衛生推進のための活動を10年以上行い、全国的又は地域的にその業績が顕著であるもの。ただし、その功績が極めて顕著な場合は、活動年数を7年以上とすることができる。

問い合わせ先等 平成28年5月20日までに、最寄りの支部または当協会本部
(電話099-226-3621) までお問い合わせ下さい。

交通労働災害防止対策に向けた取組について

(公社) 鹿児島県労働基準協会

平成28年2月12日付け当協会長あて鹿児島労働局労働基準部健康安全課長より交通労働災害防止対策に向けた取組について依頼がありましたので、その内容を下記のとおりお知らせします。

各職場におかれましては、交通労働災害防止に向けた取組の推進をよろしくお願いします。

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会 代表者 殿

鹿児島労働局労働基準部 健康安全課長

交通労働災害防止対策に向けた取組について

日頃より労働安全衛生行政の推進につきましては、格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、交通労働災害は全産業に占める死亡災害のうち2割以上を占め、運輸交通業以外にも多く発生しており、労働災害を減少させる上で重要な課題となっております。このため、交通労働災害の防止対策につきまして、交通労働災害防止に向けた取組の強化をお願いしているところです。

平成27年12月末時点での休業4日以上の交通労働災害は103件と前年に比べ6件減少しておりますが、100件を超え、今後も予断を許さない状況であり、さらなる取組が求められます。

つきましては、別添リーフレット（下記のインターネットアドレスからも入手できます。）を貴団体傘下の会員事業者や労働者へ周知する等により、引き続き安全対策の推進を図っていただきますよう、お願い申し上げます。

(参考) リーフレット「交通労働災害を防止するために」リンク

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000102664.html>

自動車などの運転業務に労働者を従事させている事業者の皆さまへ

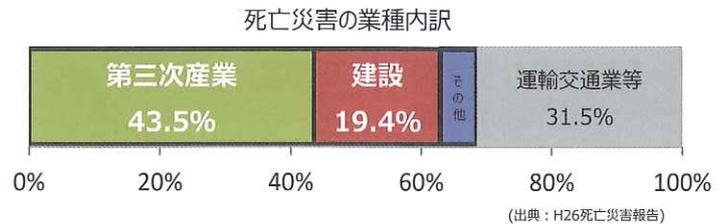
交通労働災害を防止するために

交通労働災害は、労働者による死亡災害の約2割を占めています。いわゆる青ナンバーと呼ばれる事業用自動車に限らず、さまざまな業種に携わる労働者に起きており、ひとたび被災すると重大な災害につながるおそれがあります。

交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために**自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者**が安全への取組を行う必要があります。**交通労働災害防止のためのガイドライン**に基づく対策を進めるほか、**視認性の向上**や**季節・天候**などへの配慮も必要です。

交通労働災害の6割以上は運輸交通業以外で発生！

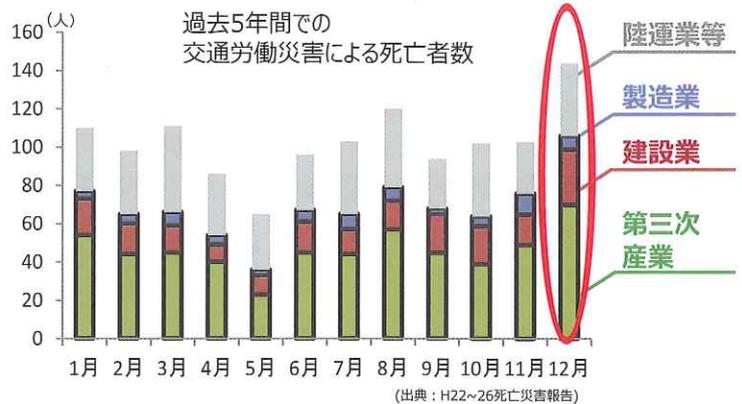
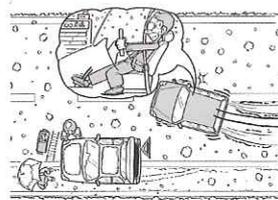
交通労働災害の4割以上が顧客先の訪問中など第三次産業で、約2割が労働者の送迎中など建設業で発生しており、交通運輸業でない労働者の皆さまにも、交通労働災害防止対策が必要です。



交通労働災害は12月に多く発生！

交通労働災害による死亡事例は、12月に多く発生しています。

積雪や路面凍結の情報に注意するなど、季節に応じた交通労働災害防止対策が必要です。



<災害事例>

原付で訪問途中 (1名死亡)	現場へ向かう途中 (7名負傷)	施設利用者送迎中 (1名死亡6名負傷)	新聞配達の自転車 (1名死亡)
訪問介護のため利用者宅から事務所へ原付で移動する途中、右側方を走るトラックと接触。その後トラックの後輪にひかれ、30分後に死亡。	早朝、労働者8名を乗せ建設現場に自動車2台で向かう途中、1台がゆるいカーブの凍結した路面でスリップしガードレールに激突。避けようとした後続車も対向車線に飛び出し路肩から転落。	事務所から介護サービス利用者宅に利用者を送迎中、信号がなく見通しの悪い交差点に一時停止せずに入進し、左側から来たトラックと衝突。利用者1名が死亡、労働者2名を含む6名が重軽傷。	夜明け前に新聞配達のため自転車で国道を斜めに横断中、交差点を青信号で進入してきた大型トラックと衝突し死亡。なお、被災者は安全ベストや保護帽を着用していなかった。

すべてのドライバーを交通労働災害から守るために

二輪車に必要な配慮

☑ 二輪車運転対策

- ・「安全ベスト」、「ヘルメット」の着用を徹底する。
- ・雨天時のマンホールなどの上でのスリップや巻き込み事故など、二輪車運転時の危険性などについて教育する。

特に冬期に必要な配慮

☑ 視認性向上

- ・他車両からの視認性向上のため、早朝、夕方早めの点灯を励行。

☑ 季節・天候対策

- ・積雪や路面凍結などのついて、交通安全情報マップなどを活用し、情報提供を行い、「急ハンドル」「急ブレーキ」等急の付く動作やスピードの出しすぎに対して注意喚起する。

自動車などを利用する、すべての事業者に必要な配慮 （交通労働災害防止のためのガイドライン）

☑ 適正な労働時間等管理・走行管理

- ・走行の開始・終了や経路についての計画を作成する。
- ・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。

☑ 点呼の実施

- ・疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼によって確認する。

☑ 荷役作業を行わせる場合

- ・運転者の身体負荷を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。

☑ 交通労働災害防止の意識高揚

- ・交通事故発生状況などを記載した交通安全情報マップを作成する。
- ・ポスターや標語を掲示して、安全について常に意識させる。

☑ 教育の実施

以下を含め、雇入れ時などや日常の安全衛生教育を実施する。

- ・十分な睡眠時間の必要性の理解
- ・飲酒による運転への影響の理解
- ・交通危険予知訓練による安全確保
- ・交通安全情報マップによる実態把握

☑ その他

- ・交通労働災害防止のための管理者を選任し、目標を定める。
- ・運転者に対し、健康診断や面接指導などの健康管理を行う。
- ・異常気象や天災の場合、安全の確保のため走行中止、徐行運転や一時待機など、必要な指示を行う。
- ・自動車の走行前に自動車を点検し、必要に応じて補修を行う。

交通労働災害について、詳しくは以下のホームページをご覧ください。

■ 交通労働災害を防止しよう「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130912-01.html>

交通労働災害防止のためのガイドライン

検索

■ 職場のあんぜんサイト：交通労働災害の現状と防止対策
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000093057.html>

交通労働災害の現状と防止対策

検索

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

平成27年度鹿児島県労働災害防止研修会を開催しました

（公社）鹿児島県労働基準協会

平成27年度鹿児島県労働災害防止研修会を鹿児島労働局の後援を頂き、2月19日（金）鹿児島市において開催しました。

当日は、県内の事業場の安全衛生担当者をはじめ、関係機関の担当者152名の参加があり職場における労働安全管理水準の向上を目的に研修を行いました。

開会にあたり、当協会の吉本耕作専務理事が、この研修会は、労働災害防止と健康障害予防を図る目的で実施しており、今日学んだことを職場に持ち帰り是非災害防止活動に活かしてほしいと挨拶を行いました。

最初の講演は、厚生労働省鹿児島労働局健康安全課の主任地方労働衛生専門官の内田直人様より、「最近の安全衛生行政について」と題し、講演を頂きました。

内田専門官は、講演のなかで、①平成27年の労働災害発生状況、②「STOP！転倒災害プロジェクト」について、③心とからだの健康、④労働災害が発生したときの対応、⑤安全週間、労働衛生週間スローガン等について資料に基づき説明をされました。

また、平成27年の鹿児島県における死傷災害の発生状況（28年1月末未確定）は、1,675人、死亡者数は16人となっており、依然として多くの災害が発生しており更なる災害防止に向けた積極的な取り組みが必要であると強調されました。

また、中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンター副所長の栗山茂久安全管理士より、「ゼロ災害の職場を目指して」と題し、講演を頂きました。

栗山安全管理士は、「トップの影響力」、「安全衛生スタッフの仕事について」を主要内容として次の2点を安全管理士の立場からわかりやすく説明をされました。

トップの影響力については、①従業員には絶対にケガをさせない、②トップポリシーを発信しつづけよう、③安全な環境の提供は会社側の責務など具体的な説明がありました。また、安全衛生スタッフの仕事については、①安全衛生スタッフの役割、②安全衛生活動（MSとゼロ災運動）、③交通災害防止対策は運転をかえましたかなど、参加者と一緒になって打開策を考えました。

最後に、職場から労働災害をなくしていくことを誓い閉会しました。

なお、新年度に向けて年間計画の作成にあたり、日本労働安全衛生コンサルタント会鹿児島支部より、安全衛生管理計画書の作成方法を網羅した資料の提供を頂きました。若干資料の在庫がありますので、必要な方は本会（電話099-226-3621）までご連絡下さい。

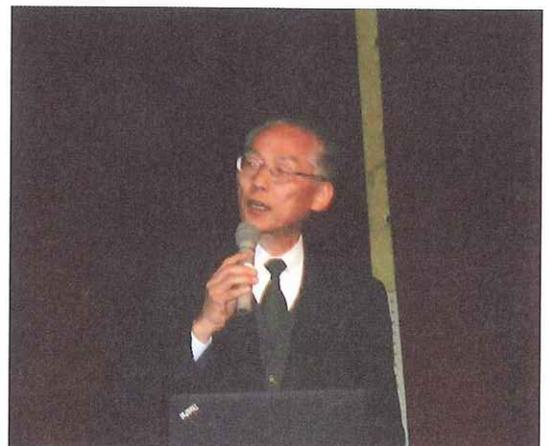
この研修は、毎年2月に鹿児島で開催しています。



研修風景



講演中の内田専門官



講演中の栗山副所長

鹿屋地区での講習会のお知らせ

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
玉掛け技能講習 ※鹿屋支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。 TEL0994-40-9055 FAX0994-40-9056	5/23～5/25	4/20～4/22	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者

平成28年5月 講習開催のご案内

講習のご案内

鹿児島教習所実施分
所在地：鹿児島市七ツ島1-6-2
※は学科会場がオロシティーホールとなります。

問い合わせ・申込書取り寄せ先
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格	
車両系建設機械運転 (解体用)	5/2	4/4～4/8	会員 17,780円 一般 18,780円	【受講資格】 ・車両系建設機械運転(整地等)技能講習修了者	
[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 5/9～5/13	4/11～4/15	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者	
	【科目免除者】 5/9～5/10		【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)	
床上操作式クレーン運転	5/9～5/11	4/11～4/15	【全科目者】 会員 28,730円 一般 29,730円 【科目免除者】 会員 26,570円 一般 27,570円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
※ 特定化学物質及び 四アルキル鉛等作業主任者	5/12～5/13	4/11～4/15	会員 12,824円 一般 13,824円		
車両系建設機械運転 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)	【全科目者】 5/16～5/20	4/18～4/22	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円		
	【科目免除者】 5/16～5/17		【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者	
※ 玉 掛 け	5/16～5/18	4/18～4/22	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	5/23～5/24	4/25～4/28	【全科目者】 会員 30,680円 一般 31,680円 【科目免除者】 会員 29,600円 一般 30,600円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
酸素欠乏・硫化水素危険 作 業 主 任 者	5/25～5/27	4/25～4/28	会員 18,440円 一般 19,440円		
小型移動式クレーン運転	5/30～6/1	4/25～4/28	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者	
※ 有機溶剤作業主任者	6/2～6/3	4/25～4/28	会員 12,824円 一般 13,824円		
移動式クレーン運転実技教習 (5t以上) [実技免除]	5/23～5/28	4/25～4/28	【全科目者】 会員 89,720円 一般 90,720円 【学科免除者】 79,920円	【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目となっております。)	
特別教育	研削といしの取替え等 (自由研削用)	5/2	4/4～4/8	会員 10,908円 一般 11,988円	
	ローラー 運 転	5/30～5/31	4/25～4/28	会員 16,820円 一般 20,060円	
	巻き上げ機の運転	6/1～6/2	4/25～4/28	会員 15,340円 一般 18,580円	
その他	衛生推進者養成講習	5/6	4/4～4/8	会員 8,032円 一般 8,532円	
	※職長その他現場監督者教育	5/19～5/20	4/18～4/22	会員 12,744円 一般 15,984円	

〈備考〉

- 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
- 2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくか、案内書をお取り寄せください。
- 3 建設労働者確保育成助成金制度の一部が改正されました。事前に計画届が必要です。
詳しくは、鹿児島労働局職業安定部職業対策課助成金第2係（電話：099-219-5101）までお問い合わせください。